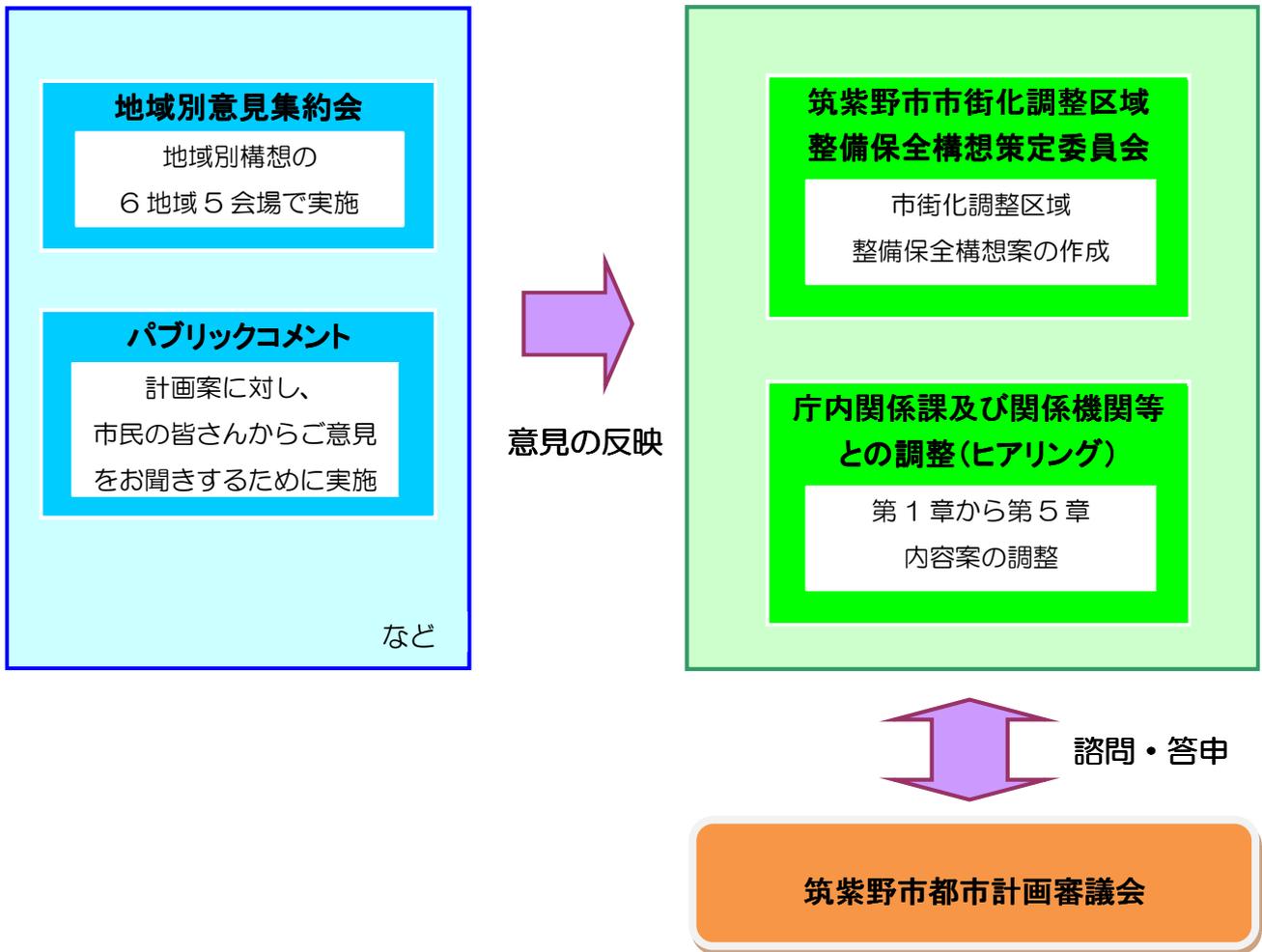


参 考 资 料 编

1. 策定体制



2. 第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想 策定委員会

■開催経緯と検討内容

会議名	開催年月日	開催場所
	検討内容	
第1回 策定委員会	平成29年1月27日	筑紫野市役所 本館 第2・3委員会室
	○委員長・副委員長の選任 ○委員会の運営について ○第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想の策定について	
第2回 策定委員会	平成29年5月23日	筑紫野市役所 第一別館 第5会議室
	○第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想の概要等について ○全体構想（案）・地域別構想（案）について	
第3回 策定委員会	平成29年7月14日	筑紫野市役所 本館 第2・3委員会室
	○第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想（案）について	

■委員名簿

所 属	氏 名	委嘱期間
コミュニティ運営協議会代表	本田 重幸	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
福岡県宅地建物取引業協会筑紫支部	石橋 信宏	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
筑紫野市農業女性グループ協議会	八尋 みずほ	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
福岡県広域森林組合	樋口 圭	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
戦略企画課 戦略企画担当	中尾 泰明	平成 29 年 1 月～平成 29 年 5 月
	城塚 晶	平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月
安全安心課 防災・防犯担当	牟田 幸世	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
子育て支援課 子育て支援担当	権丈 幸子	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
生活福祉課 障害者福祉担当	山田 真理子	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
高齢者支援課 (介護保険担当)	大久保 泰輔	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
維持管理課 管理担当	江中 誠	平成 29 年 1 月～平成 29 年 5 月
	斉藤 正孝	平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月
環境課 環境保全・廃棄物担当	虫明 しのぶ	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
農政課 農政担当	野上 和彦	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
農業委員会 農地担当	古田 浩明	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
上下水道工務課 下水道担当	深見 勝彦	平成 29 年 1 月～平成 30 年 3 月
教育政策課 庶務担当	田川 博章	平成 29 年 1 月～平成 29 年 5 月
	葉山 順子	平成 29 年 5 月～平成 30 年 3 月

■設置要綱

○筑紫野市市街化調整区域整備保全構想策定委員会設置要綱

(平成 28 年 6 月 30 日要綱第 27 号)

(設置)

第 1 条 市街化調整区域における計画的な土地利用の誘導及び良好な田園環境の保全を図るための基本的な方針(以下「構想」という。)の策定に関し、その案を作成するため筑紫野市市街化調整区域整備保全構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、構想の案を作成するため、意見を交換し、及び内容を検討するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 市内に存する関係団体から推薦を受けた者
- (2) 市長が指名した市職員
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委員となった日から第 2 条に規定する所掌事務が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(謝金及び実費弁償)

第 7 条 市長は、会議に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝金を支給することができる。

2 前条第 3 項の規定による委員以外の者には、証人等の実費弁償に関する条例(平成 3 年筑紫野市条例第 29 号)で定めるところにより実費弁償を支給する。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において行う。

(補則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

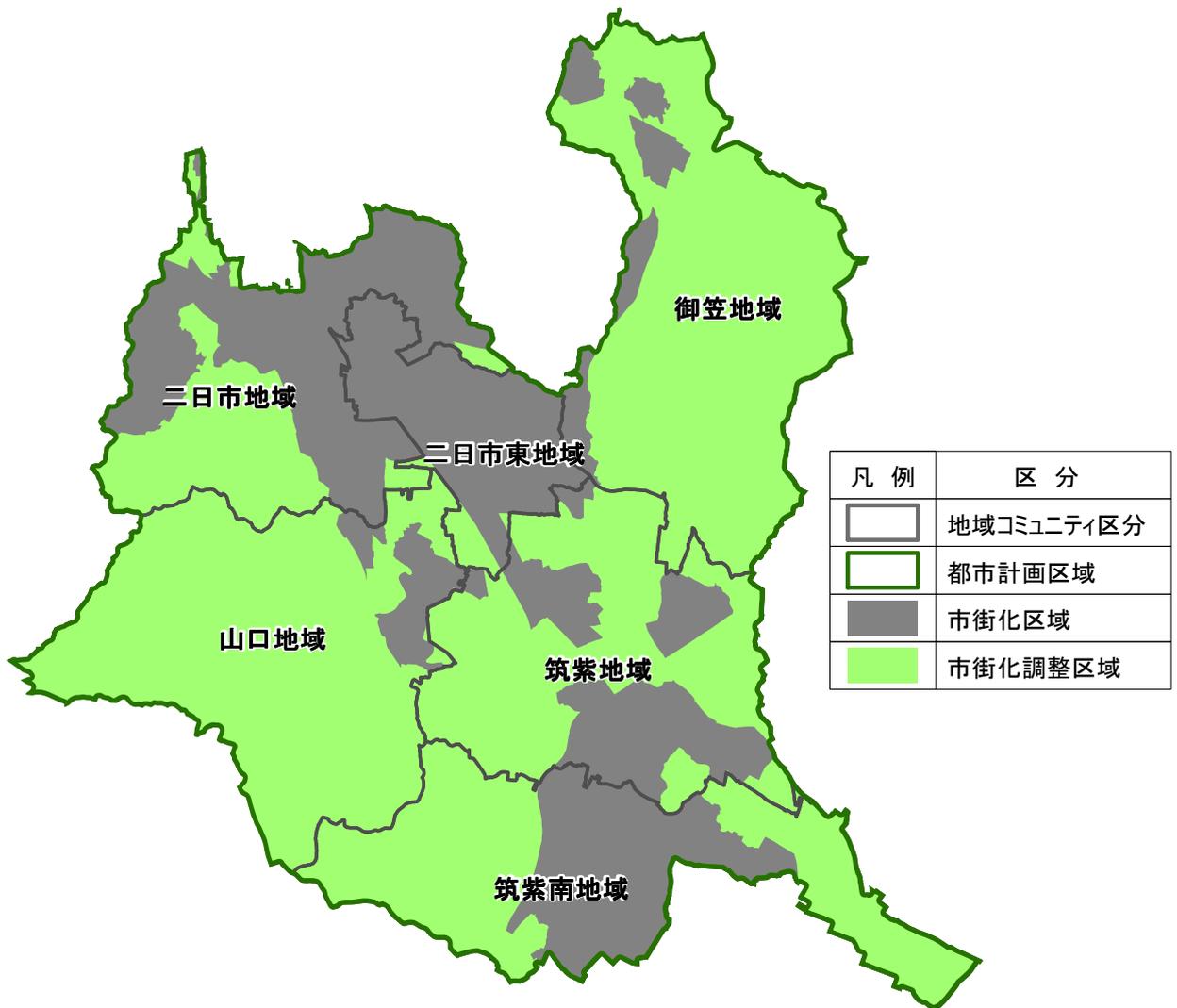
3. 地域別意見集約会

■開催概要

- ・地域別構想の策定にあたり、地域の方々からの意見や要望等の把握を目的に開催しました。
- ・意見を聴取しやすい様に、ワークショップ方式で開催しました。また、いただいた意見については庁内で調整しながら地域別構想に反映しました。

地域	開催年月日	開催場所
二日市地域 二日市東地域	平成 28 年 10 月 20 日	二日市コミュニティセンター 視聴覚室
山口地域	平成 28 年 10 月 17 日	山口コミュニティセンター 会議室
御笠地域	平成 28 年 11 月 18 日	御笠コミュニティセンター 学習室 2
筑紫地域	平成 28 年 11 月 8 日	筑紫コミュニティセンター 視聴覚室
筑紫南地域	平成 28 年 11 月 7 日	筑紫南コミュニティセンター 研修室 1・2

【地域区分図】



■参加者名簿(順不同・敬称略)

【二日市・二日市東地域】

萩尾 義彦	堤 太平次
萩尾 土郎	畑添 和敏
萩尾 利光	林 茂樹
木村 誠一	畠添 洋一
帆足 泰三	萩尾 勝
森部 一隆	萩尾 勝美
原竹 正光	中西 守
萩尾 紘一	

【山口地域】

荒瀬 義信	能塚 博俊
坪内 善一	天野 幸市
北島 徹三	平田 公之
中山 博之	大西 健雄
高尾 憲昭	

【御笠地域】

市川 博之	森木 優元
藤木 和啓	八尋 一男
齊藤 奉文	三原 瑞栄
伊南 純雄	鬼木 岩土
渡部 翼	横山 勢司
松石 昌子	井上 修
齊藤 隆策	平嶋 光雄
中原 善幸	鬼木 正巳
鬼木 勝幸	中嶋 紘二
外山 陽一郎	

【筑紫地域】

柴田 耕輝	山口 章広
大石 英樹	木村 茂
森 民夫	三宅 俊明
高田 長次	久野 徹
吉村 純一	川上 弘道

【筑紫南地域】

古川 仁敬	古城戸 茂義
山崎 淳一	田中 勝喜
菅 勉	足立 裕一郎
伊藤 嘉裕	久保 隆則
力久 光博	楢木 義弘

4. 都市計画審議会

■開催経緯(第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想に関するものを抜粋)

会議名	開催年月日	開催場所
	内 容	
平成 28 年度 第 1 回会議	平成 28 年 9 月 29 日	筑紫野市役所 第 2・3 委員会室
	【報告案件】 第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想の策定について	
平成 29 年度 第 1 回会議	平成 29 年 7 月 31 日	筑紫野市役所 第 2・3 委員会室
	【報告案件】 第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想の策定について	
平成 29 年度 第 3 回会議	平成 30 年 1 月 22 日	筑紫野市役所 第 2・3 委員会室
	【審議案件】 議案第 82 号 第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想の策定について	

■委員名簿

職名	氏名	委嘱期間
九州大学大学院人間環境学府・ 本部キャンパス計画室教授	坂井 猛	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
佐賀大学芸術地域デザイン学部教授	有馬 隆文	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
九州大学大学院 芸術工学研究院准教授	曾我部 春香	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
筑紫女学園大学 現代社会学部教授	安恒 万記	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
筑紫野市議会議員	佐藤 政志	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
	横尾 秋洋	平成27年6月～平成29年5月
	大石 泰	平成29年6月～
	辻本 美恵子	平成27年6月～平成29年5月
	高原 良視	平成29年6月～
	鹿島 康生	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
福岡県建築都市部都市計画課長	酒井 了	平成28年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
太宰府市建設経済部 都市計画課長	木村 昌春	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
筑紫野警察署交通課長	永田 孝男	平成27年6月～平成29年3月
	松隈 守秀	平成29年6月～
筑紫野市区長会会長	林田 正義	平成27年6月～平成29年3月
御笠まちづくり振興会	井上 修	平成29年6月～
筑紫野市農業委員会会長	原野 忠俊	平成27年6月～平成29年5月、 平成29年6月～
筑紫野市商工会女性部代表	堀 智子	平成27年6月～平成29年5月
	小野 和子	平成29年6月～
筑紫野市地域婦人会代表	福地 紀子	平成27年6月～平成29年5月
	萩尾 房子	平成29年6月～

■設置要綱

○筑紫野市都市計画審議会条例

(平成 12 年 3 月 29 日条例第 20 号)

改正 平成 13 年 12 月 25 日条例第 45 号 平成 18 年 1 月 4 日条例第 8 号
平成 21 年 7 月 9 日条例第 22 号 平成 22 年 12 月 27 日条例第 39 号
平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号

筑紫野市都市計画審議会条例(昭和 44 年筑紫野町条例第 30 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき筑紫野市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について、本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、15 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者 4 人以内
- (2) 市議会議員 4 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3 人以内
- (4) 市の住民 4 人以内

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 6 条 審議会の会長(以下「会長」という。)は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和 44 年政令第 11 号)第 4 条の規定によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第7条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第8条 審議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第9条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議は、委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、会議に関係職員を出席させ、発言させることができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員には、筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例(昭和30年筑紫野町条例第22号)で定めるところにより報酬を支給する。

2 委員には、筑紫野市職員等の旅費に関する条例(平成3年筑紫野市条例第37号)で定めるところにより費用弁償を支給する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の筑紫野市都市計画審議会条例第3条第1項第1号の規定により委嘱された委員については、当該委嘱された任期が満了するまでの間は、改正後の筑紫野市都市計画審議会条例第4条第2号の規定により委嘱されたものとみなす。

附 則(平成13年12月25日条例第45号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 4 日条例第 8 号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 7 月 9 日条例第 22 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定による委員の委嘱に関する準備行為は、施行前においても行うことができる。

附 則(平成 22 年 12 月 27 日条例第 39 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5. 用語集

	用語	解説
か行	既成市街地	建物や道路などが集積し、既に市街地が形成されている地域のことで す。
	国勢調査	統計法に基づき、日本国内に住むすべての人と世帯を対象に、5年に 一度実施される統計調査のことです。
さ行	市街化区域	都市計画区域のうち、すでに市街化を形成している区域および今後優 先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことです。農林漁業 用の建物や公共施設などを除き、原則として建築行為は規制されます。
	水源かん養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪 水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能を指します。
た行	都市計画基礎調査	都市計画法第6条に基づき、都市における人口、産業、土地利用、交 通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握し、客観的・定量的な データに基づいた都市計画の運用を行うための基礎的な調査です。
	都市計画区域	自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況から、都市 の発展を見通し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必 要がある区域のことです。
	土地区画整理事業	都市施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る 事業のことです。
は行	ほ場整備	耕地区画の整備や、耕地の集団化を実施する事業のことです。
や行	優良農地	生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のことです。



第二次筑紫野市市街化調整区域整備保全構想

平成 30 年 3 月

編集・発行 筑紫野市建設部都市計画課